



(2024年3月1日より適用)

第1条(目的)

「のいりプレミアクラブ」の趣旨に賛同し入会した会員、または会員の2親等以内の者(以下「会員等」という)が死亡した際、(株)のいりに葬儀施行の申込みをしたときは、会員等の遺族または相続人(以下「遺族等」という)に対し、相互扶助の精神に基づき、葬儀料金の割引を行い会員の精神的・経済的負担を軽減することを目的とします。また、遺影写真保管サービス、各種相談サービスを提供することにより会員制度の利便性を図ります。

第2条(会員資格)

- 本会の趣旨に賛同し、「のいりプレミアクラブ」規約(会員規約)を承認し、所定の入会手続きを完了し、本会が入会を認めた方とします。
- 入会できる年齢は、原則として満18歳以上85歳までの方とします。
- 入会申込書に記入した内容に虚偽の記載があったときは、入会を認めないことがあります。
- ひと世帯につき、代表者1名のみご入会いただくことができます。

第3条(入会手続)

- 入会の申込みは、「のいりプレミアクラブ」入会申込書に必要事項を記入し、署名捺印の上、第6条に定める入会金を納入することで完了します。
- 「のいりプレミアクラブ」は、入会申込書に基づき所定の契約手続きを行い、「のいりプレミアクラブ」の会員であることを証する会員証「のいりプレミアクラブカード」を交付します。
- 会員の地位及び権利は、あらかじめ「のいりプレミアクラブ」の承諾を得て譲渡することができます。

第4条(会員資格の期限)

- 有効期限はありません。ただし、会員の資格は1回の葬儀施行により失効します。

第5条(告知義務違反による契約の解除)

入会申込みの際、申込者または会員が故意または重大な過失により入会申込書に事実を告知しなかったか、または事実でないことを記載した場合は契約を解除されます。

第6条(入会金及び入会金の払込み)

- 1. 入会金は、1 会員10,000円とします。ただし、キャンペーン等により金額が変更になる場合があります。
- 2. 入会金は、入会申込み時に「のいりプレミアクラブ」に現金または電磁的方法による決済により一括払いとします。
- 3. 転居により葬儀の施行が受けられない時は、第三者への譲渡を認めます。
- 4. クーリングオフ期間中の入会取り消し(第17条)以外は、入会金の返還は一切認められません。

第7条(葬儀施行に伴う葬儀料金の割引)

- 1. 会員等が入会日から起算して7日以降に死亡し、(株)のいりで葬儀を行ったときは、基本葬儀料金(葬儀プラン)を20%割引します。
- 2. 上記の割引は、葬儀式場 クレストホール・ファミリーノ・アメイユ^(注)、或いは自宅、寺院、集会所等での葬儀に限ります。また、割引の対象となるのは、基本葬儀料金(葬儀プラン)のみです。オプション品目については割引の対象外となります。
- ^(注) 葬儀式場 アメイユの 15プランは割引の適用対象外です。
- 3. 複数の会員から同一の葬儀に対して葬儀の申込みがあったときは、一人の会員のみの権利行使が認められ、一つの葬儀に対して一回の割引のみ適用されます。

第8条(葬儀の施行適用範囲)

葬儀の施行の適用範囲は、会員本人及び会員の2 親等以内の方とします。

第9条(葬儀施行の申込み及び葬儀料金の割引手続)

- 1. 会員等が死亡し、(株)のいりに葬儀の施行を申込みときは、必ず会員証を提出するものとします。
- 2. 葬儀料金の割引は会員証と引き換えに適用されるものとします。会員証を紛失された場合は、紛失届けを提出することで会員証を再発行します。

第10条(法要の割引)

- 1. ご自宅、クレストホール、ファミリーノ、アメイユ、ゲストサロン炉で各種法要をとりおこなう際の法要料金を30%割引します。
- 2. 割引の対象となるのは、法要基本セット料金のみです。オプション品目(飲食、引き物など)は割引の対象外となります。

第11条

仏壇・仏具の料金を10%割引します。(一部、割引対象外の商品もあり)

第12条(各種相談サービス)

- 1. 葬儀に関するご相談や事前見積り、寺院やお墓に関するご相談を無料で何度でもご利用できます。
- 2. 遺言・相続、成年後見人、生活保護、葬儀後の諸手続きなど、法律・税金・福祉に関する各種相談も承ります。ただし、相談内容によっては専門家を紹介(有料)させていただく場合もあります。

第13条(会報誌「のいりプレミアクラブマガジン」および会員向けダイレクトメールの発送)

- 1. 会員の方が希望する場合、当社のサービス及び施設案内等を掲載した「のいりプレミアクラブマガジン」を定期的にお届けします。
- 2. 「のいりプレミアクラブマガジン」は、原則として年1回の発行となります。ただし、特別な場合においては、予告なく臨時発行される場合があります。
- 3. 会員の方が希望する場合、当社のサービス・施設案内及び、会員向けイベント情報等をダイレクトメールにて発送いたします。
- 4. 「のいりプレミアクラブマガジン」および会員向けダイレクトメールに関しましては、入会申込時に同意された方のみお届けします。また、各種郵便物のお届け先の変更や停止につきましては、お手数ですが「お客様あんしん相談室」までご連絡ください。

第14条(変更事項の届け出)

- 1. 会員は入会申込書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに「お客様あんしん相談室」に変更事項を届け出るものとします。
- 2. 事前に変更届がなかった場合には、葬儀料金の割引及び各種サービスが受けられないことがあります。

第15条(会員証の再交付等)

- 1. 会員は、会員証書を盗難、紛失あるいは毀損した場合は、再交付を受けることができます。
- 2. 再交付後の旧会員証書は無効となります。再交付に係る実費は会員の負担とします。
- 3. 第3条3項の会員証書の譲渡による名義書換えに係る実費は当該会員の負担とします。

第16条(葬儀料金の割引並びに会員の特典が受けられない場合)

- 1. 入会申込みの際、申込者または会員が、故意または重大な過失により入会申込書に事実を告知しなかったか、虚偽の記載があったとき。
- 2. 会員であることを確認できないとき。

第17条(クーリングオフ・入会申込みの取消し)

入会を申込まれた方は、入会申込書(控)を受領した日を含む8日間は、本会に対し書面または電磁的方法により入会申込みの撤回をすることができます。その効力は書面(封書・ハガキ)の発送または電磁的方法(電子メールなど)したときから生じます。この場合、入会申込みの方には一切費用負担はなく、またすでに納入された入会金は遅延なく全額返還します。

第18条(協議解決)

本規約に定めのない事項及び疑義が生じたときは、会員及び株式会社のいり「のいりプレミアムクラブ」にて誠実に協議解決するものとします。

第19条(問い合わせ・相談窓口)

この契約についての問い合わせ及び相談窓口は、次の場所で行います。

株式会社のいり「お客様あんしん相談室」

一宮市浅野字大西裏38 TEL (0586) 7 7 - 8 1 2 0



株式会社 のいり